

住民票の住所と異なる住所にお住まいの方へ

個人番号（マイナンバー）の通知カードは、10月5日時点で住民票に登録されている住所（住所地）に送付されます。そのため、DV被害を受ける等のやむを得ない理由で、住民票の住所と実際にお住まいの住所（居所）が異なる方には、通知カードが届かないことになってしまいます。下記にあるやむを得ない理由で住所地で通知カードを受け取れない方は、「居所情報登録申請」を行ってください。

申請が認められた方は、申請した居所でマイナンバーを受け取ることができます。

【申請が必要となる方】

- ・ 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ・ DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ・ 一人暮らしで、長期間、医療機関（施設）に入院（入所）されている方

申請期限 9月25日（持参または必着で郵送）

申請先 住所地の市区町村（住民票のある市区町村）

※上記以外の方で、住民票の住所と異なる住所にお住まいの方は速やかに、現在の居所のある市区町村に、住民票の異動をお願いします。

※申請書・申請方法は、お近くの市区町村、総務省ホームページ（☆）、相談機関等（配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど）で入手できます。

☆総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

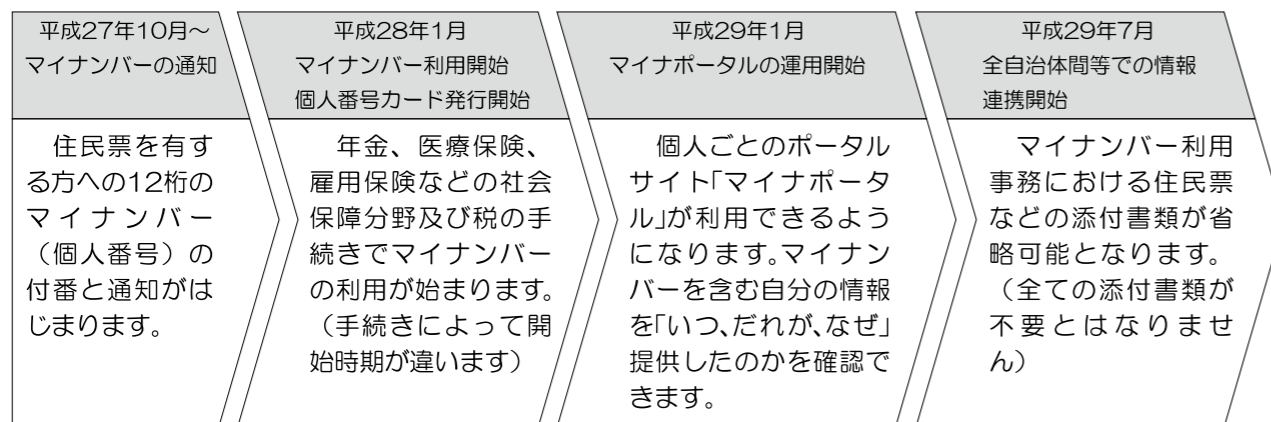
※マイナンバーは平成28年1月以降、社会保障・税・災害関係の手続きにおいて記入が求められます。会社等にお勤めの方は社会保険等の手続きのために事業主からマイナンバーの提示を求められるなど、さまざまな場面で必要となります。期限日までに申請をお願いします。

【お問い合わせ】

マイナンバーコールセンター 0570-20-0178（平日9:30~17:30）

または「住民票の住所地の市区町村」までお問い合わせください。

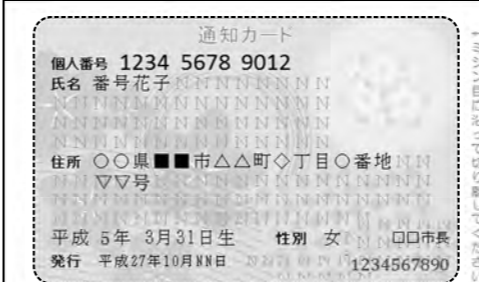
マイナンバー制度導入の流れ



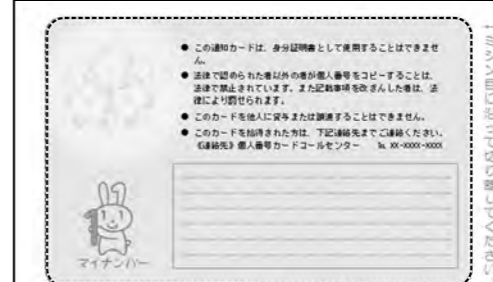
マイナンバー制度が始まります

平成27年10月5日から「社会保障・税番号制度」（通称、マイナンバー制度）がはじまります。10月5日時点の住民票の住所に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）^{ジェイリス}から、個人番号（マイナンバー）が記載された「通知カード」を、順次簡易書留でお届けします。（住民票の世帯ごとにまとめてお届けします）

お手元に届く通知のイメージ（通知カードと個人番号カード交付申請書）



通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子
住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地
▽▽号
平成5年3月31日生 性別 女 □□市長
発行 平成27年10月NN日 1234567890



個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書
申請書番号 1234 5678 9012 3456 7890 123
NNNNNN市長様
(地方公共団体情報システム機構 宛) 個人番号 1234 5678 9012
番号 花子
住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号
生年月日 平成5年3月31日 性別 女
電話番号
在留期間等満了日の有無 N 在留期間等満了日
右欄の点字表記を希望する パンゴウ ハナコ
※最大11文字まで(漢字等は1文字)

通知カード

個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

簡易書留の中には、
・ 通知カード
・ 個人番号カード申請書（通知カードと一体）
・ 返信用封筒
・ 説明書
が入っています。ご確認ください。

マイナちゃん

通知カードが届いたら、他人に見られることがないように大切に保管して下さい。マイナンバーは、原則生涯にわたって同じ番号を使用します。

ご注意ください

今回、通知カードを送付するにあたって電話や訪問などで
・ マイナンバーを聞くことはありません。
・ ATMの操作、現金の振込、金券などの送付をお願いすることはありません。
・ 家族構成や年齢、お名前、お勤め先などを聞くことはありません。
初回の通知カード発行は無料です。金銭などを要求することはありません。
不審な電話や訪問があった時は、コールセンターなどへご相談ください。

次のような場面でマイナンバーが使われます

- ・ 年金、雇用保険、医療保険、福祉関連給付等の社会福祉分野の手続き（例：児童手当の現況届）
- ・ 確定申告、源泉徴収等税分野の手続き

※マイナンバーの利用開始時期はそれぞれの手続きで異なります。
※マイナンバーを使用する際には、本人確認のため運転免許証などの身分証の提示が必要となります。

個人番号カードの説明、申請方法等は10月号でご案内します